

# 訪問看護契約書 (介護保険)

様(以下、「利用者」とします)と、訪問看護ステーションゆうあい(以下、「事業者」とします)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護のご利用について、次の通り契約します。

## (契約の目的)

第1条 事業者は利用者の委託を受け、介護保険等関係法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう適正な訪問看護を提供し、一方、利用者は当事業者に対してそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

## (契約期間)

第2条 この契約は、利用者が事業者に対して利用申込書を提出したときから効力を有します。なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は自動的に更新されるものとします。

## (訪問看護の内容)

第3条

- 1 事業者は、利用者の意見を聞き、主治医の指示書及び居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者及びその家族に同意を得ます。
- 2 利用者は、訪問看護計画書に沿って、別紙<サービス内容説明書>の通りサービスを利用します。
- 3 サービスの内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。事業者は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

## (訪問看護の利用料)

第4条

- 1 利用者は介護保険等関連法に定める料金を支払います。
- 2 事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
- 3 事業者は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し、同意を得ます。
- 4 事業者は、介護保険等関連法の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。
- 5 利用者は、利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対し、文書で通知し、契約を解約することができます。

## (利用料の滞納)

第5条

- 1 利用者が正当な理由なく、利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお払わないときは契約を破棄します。
- 2 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援相談員、利用者の居住区である市町村等に連絡する等必要な支援を行います。

(契約の終了)

- 第6条
- 1 利用者は、事業者に対し、5日間以上の予告期間において、この契約を解約することができます。
  - 2 事業者は、利用者が正当な理由なく又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、または常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしめない等の理由で、契約の目的が達せられないと判断したときは、1ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。
  - 3 その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
    - ・利用者が死亡、入院、入所又は転出した場合
    - ・利用者の病状、要介護等の改善等により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
    - ・事業者が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
    - ・事業者が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を取った場合
    - ・その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

(賠償責任)

- 第7条
- 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事柄により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には利用者の居住する市町村に届出を致します。賠償すべき事故が発生した場合にはその損害を賠償します。

(秘密保持)

- 第8条
- 1 事業者及びその従業員は、訪問看護を提供する上で知り得た利用者またはその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。  
この守秘義務は、契約終了後も同様です。
  - 2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
  - 3 事業者及びその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者又はまたはその家族の秘密を守ることを義務とします

(苦情対応)

- 第9条
- 1 事業者は利用者又はその家族から苦情等に対応する窓口を設置し、申し出があった場合は迅速に対応します。
  - 2 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立て機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

(サービス第三者評価の実施状況)

- 第10条
- 1 提供する訪問サービスの第三者評価は受けていませんが、介護サービス情報公表システムにより、当事業所の訪問介護サービス状況の公表を行っています。

(連携)

- 第11条 1 事業者は訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健、医療、福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。
- 2 事業者は、当該契約の変更又は終了に対し、速やかに利用者の担当介護支援専門員等に連絡します。

(緊急時の対応)

- 第12条 訪問看護実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し適切に対応します。

(衛生管理)

- 第13条 事業者は、感染症の予防及びまん延防止に努め、運営法人における対策委員会に参加し、その結果について看護師等に周知徹底を図り、ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。また、研修会及び訓練を実施します。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定)

- 第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画業務継続計画を策定し、その計画に従い、必要な措置を講じます。

(就業環境の確保)

- 第16条 事業者は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(その他)

- 第17条 当事業者は、看護学生等の臨地実習受け入れ施設になっているため、看護教育の必要性を御理解いただき、ご協力をお願いします。

- 第18条 災害に相応するような悪天候の場合は、訪問を休止させていただく場合がございます。

(契約外条項)

- 第19条 1 利用者及び事業者は信義誠実を持ってこの契約を履行します。
- 2 本契約に規程のない事項については、介護保険等関連法の規定を

尊重し、利用者及び事業者の協議に基づき定めます。

契約年月日 令和 年 月 日

< 事業者名 >

法人名 社会医療法人 祐愛会  
名称 訪問看護ステーションゆうあい(指定事業所番号4160790012)  
住所 佐賀県鹿島市大字高津原4306番地  
管理者 吉井 朋代 印

< 利用者 >

住所  
氏名 印

(代理人の場合)

住所  
氏名 (続柄 )

## 重要事項説明書（訪問看護サービス）

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者

事業者名称	訪問看護ステーションゆうあい
主たる事務所の所在地	佐賀県鹿島市大字高津原4306番地
法人種別	社会医療法人 祐愛会
代表者名	理事長 織田正道
管理者	吉井 朋代
電話番号	(0954) 63-3352
FAX番号	(0954) 63-3285

### 2. 実施する事業

事業の種類	介護保険法令に基づき佐賀県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
居宅サービス事業所 指定番号 (佐賀県第4160790012号)	訪問看護

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう支援します。
運営の方針	・日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質を重視した在宅療養が継続できる様、支援します。 ・地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図ります。

### 4. 事業所の職員体制

看護師 7名 / 理学療法士 3名	常勤換算	看護師 6.2名	理学療法士 3名
-------------------	------	----------	----------

### 5. 営業時間

営業日	月～日曜日（ただし元日は除きます）
営業時間	午前8時30分～17時00分

### 6. 苦情申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者	吉井 朋代
	責任者	吉井 朋代
	ご利用時間	月～金 9:00 ～ 17:00
	ご利用方法	電話 0954-63-3352 面接場所 相談室 苦情箱 院内に設置

その他の苦情申し立て先	国保連合会 介護保険課(苦情処理) 0952-26-1477 杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所 0954-69-8222 その他)各市町村の介護保険担当窓口
-------------	--

7. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。  
 また、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	電話番号	
緊急連絡先	訪問看護ステーションゆうあい	090-3985-6807
		0954-63-3275

令和 年 月 日

当事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたり、ご利用者に対してサービス内容及び重要事項を説明しました

居宅サービス事業者

名 称 社会医療法人 祐愛会  
 訪問看護ステーション ゆうあい  
 所在地 佐賀県鹿島市大字高津原4306番地

説明者 氏名 印

私は、サービス内容及び重要事項について、文書に基づいて、事業者から説明を受けました

利用者 住 所  
 氏 名 印  
 利用者の家族 住 所  
 氏 名 印